

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構「制度研修委員会」規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（以下、「本機構」という。）制度研修委員会の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 制度研修委員会は、以下の委員で構成される。

- (1) 本機構理事3名以内
- (2) 次の団体から推薦され、本機構の理事会により承認された者各2名
公益社団法人日本理学療法士協会
一般社団法人日本作業療法士協会
一般社団法人日本言語聴覚士協会

2 委員会委員長は、本機構理事会の指名を受けた構成員がその任にあたる。

(開催)

第3条 委員会は、隔月1回開催とする。但し、委員の要請により委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が企画、招集、運営する。

2 委員会に事務担当者を置く。

3 委員長は、特に必要と認めた時は、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(業務)

第5条 委員会は、次の事項について審議・意見交換を行う。

- (1) 本機構が主催する教育・研修会の立案・実施
- (2) 学校等に関する各種調査研究
- (3) 学校等における教育に関する普及啓発
- (4) 本機構の諸規程・細則制定
- (5) 本機構の組織・業務検討

(委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、制度研修委員会が定める。

(改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

(附則)

1. この規程は、令和3年6月26日より施行する。